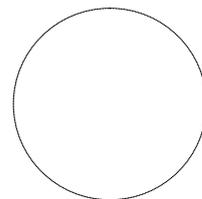


理事会議事録



当法人は、平成27年2月25日までに下記の決議事項をについて、理事全員に提案したうえ、当該提案について同意する旨の書面を理事全員から受領しかつ監事からの異議もなかったため、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条及び当法人定款第48条の規定に基づき当該提案を可決する旨の理事会決議が適法になされたものとみなされたので、その決議事項を明確にするため、この議事録を作成する。

記

1. 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
議案 主たる事務所移転に関する件
当法人の主たる事務所を下記へ移転すること
新主たる事務所 東京都港区赤坂六丁目6番41号
移転年月日 平成27年3月1日
2. 上記事項の提案をした理事の氏名
理事長 尾原祐三
3. 理事会の決議があったものとみなされた日
平成27年2月25日
4. 当該議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
理事長 尾原祐三

以上により理事会の目的である事項のすべてについての提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。上記内容を証するため、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第15条第4項に基づき、この議事録を作成し次に記名押印する。

平成27年2月26日

一般社団法人 岩の力学連合会

理事長 尾原祐三

